

第 1 0 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

平成 31 年 3 月 28 日（木）

せたな町農業委員会

第10回せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成31年3月28日(木) 午後1時45分 から 2時26分

2. 開催場所 せたな町役場2階 第1会議室

3. 出席委員(14人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	大	口	賢	一
委員	1番	阿	部	紹	子
	2番	横	道	重	人
	3番	森		正	勝
	4番	水	野	幸	雄
	5番	大	羽	孝	志
	6番	小	島	敏	人
	7番	玉	木	久	志
	9番	日	置	和	彦
	10番	本	井		治
	11番	多	田	里	佐
	12番	松	崎		豊
	13番	弥	左	輝	彦

4. 欠席委員(1人)

8番 酒井誠一

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について
- 第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 第6 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
- 第7 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
(農業委員会等に関する法律第31条該当)
- 第8 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について
(農業委員会等に関する法律第31条該当)
- 第9 議案第7号 非農地の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西	田	良	子
農地係	松	林		功

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長

ただいまより第10回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

皆さんこんにちは。

大変天気も良いわけでございますけども、外に出てみますとまだまだ大変寒い。春はまだちょっと遠いのかなという感じでございますけど、もう皆さん方は農作業等の開幕を迎えた。今、高校野球も開幕したようでございますけど、農作業も開幕を迎える。もう、明日からプロ野球も開幕ということで、本当に春はやって来ている状態でございます。

先日は町内の2農協と農地委員会との懇談会と。大変どうも皆さんご苦勞様でございました。課題は今後ともたくさん組んでおります。そういったなかで、2農協で農家の意向調査というものをやっている次第でございます。もうそろそろ回収して歩くのかなと思ってございます。そういった経過も踏まえ、農業委員会と情報を共有しながら今後の対策を行っていききたいのかなと思ってございます。

それと報告が1つございまして、新聞でもご存じかと思っておりますけども、せたな町の人事の異動がございました。課長以上は新聞には出たわけでございますけども、当農業委員会におかれましては、松林主事が今度は大成の住民係ということで移動になりました。

今まで3年間小板橋前局長また、西田局長に仕えまして、大変苦勞されたということは言っても、そこで色々勉強されまして、培われたものが今後とも活かされてくるのかなと思ってございます。

せたな町発展の為に、また一肌脱いでもらえればなと思ってございます。松林君の後には、認定こども園から小池係長が来る予定でございます。両方の歓送迎会を後日用意してございますので、その時もまたひとつよろしくお願いしたいと思っております。

今日は議案の案件が1号から7号までございます。慎重審議の程よろしくお願いいたしまして、簡単ではございますけども挨拶に代えさせていただきます。

事務局長

ありがとうございました。

只今の出席委員は14名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたしました。

せたな町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。よろしくお願いいたします。

議長

はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

【日程第 1 会議録署名委員の指名について】

議長

「日程第 1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第 13 条の規定により、4 番水野委員、5 番大羽委員を指名いたします。

この指名は、第 10 回総会開会中といたします。

【日程第 2 会期の決定について】

議長

「日程第 2 会期の決定について」本日 1 日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、本日 1 日間と決定いたしました。

【日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について】

議長

「日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林主事。

事務局

はい。議案 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について。

農地法第 18 条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。平成 31 年 3 月 28 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 1 ページをご覧ください。

番号 7 番。貸主が■■■■■■■■■■、■■■■さん。借主が住所が同じく、■■■■■■■■■■、■■■■さん。所在につきましては■■■■■■■■■■、■■■■、■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■までの計 14 筆、■■■■㎡、内田んぼが 10 筆■■■■㎡、畑が 4 筆■■■■㎡、解約理由につきましては、後継者である子へ農地を贈与するためとなっております。

経営の方は既に■■さんから■■さんに移っておりますが、利用権の期間にありますとおり平成 11 年に経営移譲されまして、終期が平成 31 年 7 月 25 日までの 20 年の賃貸借契約の解約となっております。

事務局

番号 8 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が住所が同じく [REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] までの計 12 筆、[REDACTED] m²、内田んぼが 12 筆 [REDACTED] m²、畑が 1 筆 [REDACTED] m²、解約理由につきましては、[REDACTED] さんのお子さんの方、[REDACTED] さんからされますと、お孫さんに経営移譲するためとなっております。

事務局

これら 2 件につきましては、土地引渡日の 6 ヶ月前以内に合意されており、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について】

議長

「日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林主事。

事務局

はい。議案 2 ページをご覧ください。

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。

農地法第 3 条の規定による農地について、その所有権（使用貸借権）の移転設定申請があったので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。平成 31 年 3 月 28 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 3 ページをご覧ください。

番号 7 番。譲渡人につきましては、[REDACTED]、[REDACTED] さん。譲受人につきましては、[REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] までの計 19 筆、面積が [REDACTED] m²、内田んぼが 10 筆 [REDACTED] m²、畑が 7 筆

事務局

■■■■ m²、非農地が 2 筆 ■■■■ m²、こちら解約の時と ■■■■ と ■■■■ につきまして多少表記がずれておりますが、使用貸借を設定したときは 1 筆丸々畑として使用貸借しておりましたことから、解約につきましては畑 1 筆で記載してございまして、■■■■ につきましては現況が、山林と畑に現況分割されておりました、■■■■ につきましては宅地と畑に分かれておりますことから、3 条の贈与につきましてはこのような表記となっております。

事務局

4 ページをご覧ください。

番号 8 番。貸主が ■■■■、■■■■ さん。借主が ■■■■、■■■■ さん。所在につきましては、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■ までの計 17 筆、地目は全て畑、面積が ■■■■ m²、使用貸借の理由につきましては、経営を後継者に譲りたいとなっております。

こちら経営移譲ではございますけれども、経営移譲年金の対象外に ■■■■ さんがなっておりますことを今金町の農業委員会に確認しておりました、普通の経営移譲となっております。

事務局

5 ページをご覧ください。

番号 9 番。貸主が ■■■■、■■■■ さん。借主が ■■■■、■■■■ さん。所在につきましては、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■ までの計 12 筆 ■■■■ m²、内田んぼが 11 筆 ■■■■ m²、畑が 1 筆 ■■■■ m²、こちらも 10 年間の使用貸借となっております、理由につきましては、子から孫へ経営移譲したので、経営移譲年金受給のため孫へ農地を貸付したいとなっております。

事務局

以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可要件の全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 2 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可について】

議長 「日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林主事。

事務局 はい。議案 3 ページをご覧ください。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可について。

農地法第 5 条の規定による農地について、北海道農業会議への意見聴取の結果、許可相当の回答を得たので許可を行う。平成 31 年 3 月 28 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 9 ページをご覧ください。

貸主が■■■■■、■■■■■さん。借主は■■■■■、■■■■■さん。所在につきましては、■■■■■、■■■■■、■■■■■までの内■■■■■㎡、転用は砂利採取のための一時転用、掘削区域が■■■■■㎡、保安区域が■■■■■㎡、採取数量は■■■■■㎡、転用期間につきましては、平成 31 年 4 月 1 日から 12 月 31 日まで、砂利採取法の許可につきましては、今年度末 3 月 31 日の見込みとなっております。

こちらにつきましては、2 月 27 日開催の第 9 回総会におきまして、内容の審議をいただき、北海道農業会議へ意見聴取を行い、3 月 20 日付けで許可相当の回答を得ましたことから、許可してよろしいものと考えます。以上でございます。

議長 説明が終わりました。

議案第 3 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 6 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について】

議長 「日程第 6 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について」を議

題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林主事。

事務局

はい。議案 4 ページ、5 ページをご覧ください。

議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。平成 31 年 3 月 28 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 11 ページをご覧ください。

番号 13 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] までの計 5 筆、地目は全て田んぼ、面積が [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらの賃貸借につきましては、2019 年 3 月 28 日から 2022 年 3 月 27 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格は [REDACTED] 円、こちら継続の賃貸借となっております。

事務局

12 ページをご覧ください。

番号 14 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] までの計 8 筆、面積が [REDACTED] m²、内田んぼが 5 筆 [REDACTED] m²、畑が 3 筆 [REDACTED] m²、こちらの賃貸借につきましては、2019 年 3 月 28 日から 2022 年 3 月 27 日までの 3 年間、田んぼの単価が [REDACTED] 円、畑の単価が [REDACTED] 円、賃貸価格は [REDACTED] 円、こちらにつきましても継続の賃貸借となっております。

事務局

13 ページをご覧ください。

番号 15 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED] の 2 筆、面積が [REDACTED] m²、地目は全て田んぼ、こちらにつきましては、2019 年 3 月 28 日から 2022 年 3 月 27 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、こちら継続の賃貸借となっております。

事務局

14 ページをご覧ください。

番号 16 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] までの計 5 筆 [REDACTED] m²、内田んぼが 4 筆 [REDACTED] m²、畑が 1

筆 ■■■■ m²、こちらにつきましては、2019 年 3 月 28 日から 2022 年 3 月 27 日までの 3 年間、田んぼの単価が ■■■■ 円、畑の単価が ■■■■ 円、賃貸価格が ■■■■ 円、こちらも継続の賃貸借となっております。

事務局

15 ページをご覧ください。

番号 17 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■、地目は田んぼ、面積が ■■■■ m²、こちらにつきましては、2019 年 3 月 28 日から 2022 年 3 月 27 日までの 3 年間、単価が ■■■■ 円、賃貸価格が ■■■■ 円、こちらも継続の賃貸借となっております。

事務局

16 ページをご覧ください。

番号 18 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■、■■■■ m²の内 ■■■■ m²、こちらにつきましては、2019 年 3 月 28 日から 2022 年 3 月 27 日までの 3 年間、単価が ■■■■ 円、賃貸価格が ■■■■ 円、こちらは新規の賃貸借となっております。

補足といたしまして、■■■■さんはまだ所有農地はありますけども、直ぐに耕作できる状態では無いことから、■■■■さんの方で整備をいたしまして、使える状態になったら賃貸借を改めて設定するというところでございました。

事務局

17 ページをご覧ください。

番号 19 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■までの計 8 筆、地目は全て田んぼ、面積が ■■■■ m²、こちらにつきましては、2019 年 3 月 28 日から 2022 年 3 月 27 日までの 3 年間、単価が ■■■■ 円、賃貸価格が ■■■■ 円、こちらは継続の賃貸借となっております。

事務局

18 ページをご覧ください。

番号 20 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■までの計 7 筆 ■■■■ m²、内田んぼが 1 筆 ■■■■ m²、畑・牧場が 6 筆 ■■■■ m²、2019 年 3 月 28 日から 2024 年 3 月 27 日までの 5 年間、単価が田んぼは ■■■■ 円、畑が ■■■■ 円、賃貸価格が ■■■■ 円、こちらは新規の賃貸借となっております。

補足といたしまして、■■■■につきましては、10 月 30 日の

事務局

第5回総会におきまして、[]さんと[]さんの農用地利用集積計画によって所有権移転された土地ですが、[]さんは畑作専業でございまして、周囲が水田でございまして、防除等において支障が出るということとして、[]氏所有の転作田、19ページに載せておりますけれども、[]が、[]さんの転作田と隣接しておりますことから、形として交換する形で賃貸借をするということで、買った土地ですけども賃貸借という形になってございます。契約期間が5年間ということですけども、5年の輪作体系ということで、5年間の賃貸借ということにさせていただいております。

事務局

19 ページをご覧ください。

番号 21 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] [REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、地目は田んぼ、面積が [REDACTED] m²、こちらの契約につきましては 2019 年 3 月 28 日から 2024 年 3 月 27 日までの 5 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、こちらも新規の賃貸借となっておりまして、期間 5 年間の説明につきましては、こちらも 5 年輪作体系であることから、5 年間の賃貸借となっております。

事務局

20 ページをご覧ください。

番号 22 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、
、の計 2 筆、地目は田んぼ、面積が m²、こちらにつきまし
ては 2019 年 3 月 28 日から 2022 年 3 月 27 日までの 3 年間、単価が
円、賃貸価格は 円となっております。

こちら継続の賃貸借ですが、平成 30 年の 6 月に亡くなられておりまして、
 ■■■さんから■■■さんに相続されておりまして所有者が変わりましたが、
 土地の移動としては無い形になりますので継続の賃貸借となっております。

事務局

21 ページをご覧ください。

番号 23 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] までの計 3 筆、地目は全て田んぼ、面積は [REDACTED] m²、こちらにつきましては 2019 年 3 月 28 日から 2022 年 3 月 27 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、こちら継続の賃貸借となっております。

事務局

22 ページをご覧ください。

番号 24 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]

■さん。利用権の設定等をする者、■、
■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、
■と■の計2筆、地目は田んぼ、面積は■㎡、こちら2019年
3月28日から2022年3月27日までの3年間、単価が■円、賃貸価格
は■円、こちら継続の賃貸借となっておりまして、単価が少し安め
の設定でございますけども、1枚が小さく段差もありますことから経費がか
かりまして、引き受けてが無く単価を抑えめで■さんが耕作してくださ
っているとのことでございます。

事務局

23ページをご覧ください。

番号25番。利用権の設定等を受ける者、■、
■さん。利用権の設定等をする者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地
23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 竹林孝さん。利用権設定等に係
わる土地につきましては、■、■、■、■までの
計4筆、地目は全て田んぼ、面積が■㎡、こちらにつきましては2019
年3月28日から2024年1月28日までの5年間の賃貸借となっておりま
す。

こちら農地保有合理化事業となっておりまして、貸付料として■
円、諸経費として■円、賃貸価格として■円、前の保有者は■
さんとなっております。

事務局

24ページをご覧ください。

番号26番。利用権の設定等を受ける者、■、
■さん。利用権の設定等をする者、■、
■さん。利用権設定等に係わる土地につきましては、■、地
目は畑、面積が■㎡、こちら所有権移転の時期につきましては2019年
3月28日、対価の支払期限が2019年8月31日、土地引渡の時期は対価の
支払日、単価が■円、売買価格は■円となっております。

事務局

以上の計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要
件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第4号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 7 議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）】

議長 「日程第 7 議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）」を議題といたします。

議長 農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。議事参与制限について退席義務は無く、当農業委員会においては発言権無しとすることにより取り決めておりますので、■■■■委員におかれましては発言権が無いということでご了承願いたいと思います。

議長 それでは事務局より説明願います。松林主事。

事務局 はい。議案 6 ページをご覧ください。

議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。平成 31 年 3 月 28 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 27 ページをご覧ください。

番号 27 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■■■■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■■■■■■■、■■■■さん。利用権の設定等に係わる土地につきましては、■■■■■■■■■■、■■、■■、■■■■までの計 4 筆、面積が ■■■■ m²、内田んぼが 3 筆 ■■■■ m²、畑が 1 筆 ■■■■ m²、こちらにつきましては 2019 年 3 月 28 日から 2022 年 3 月 27 日までの 3 年間の賃貸借、田んぼの単価が ■■■■ 円、畑の単価が ■■■■ 円、賃貸価格は ■■■■ 円、こちらは継続の賃貸借となっております。

事務局 以上の計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。

議案第 5 号について質疑ございませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり決定されました。
議長	次の議案第 6 号におかれましては、私が該当する為ここで会長職務代理者に議事進行をお願いいたしたいと思います。ここで暫時休憩といたします。 (午後 2 時 15 分 休憩) (午後 2 時 16 分 再開) 【日程第 8 議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）】
会長職務代理	それでは休憩を解き会議を再開したいと思います。
会長職務代理	「日程第 8 議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）」を議題といたします。
会長職務代理	議案第 6 号につきましても、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当します。■■■■委員におかれましては退席をお願いいたします。 (■■■■委員退席)
会長職務代理	それでは事務局より説明願います。松林主事。
事務局	はい。議案 7 ページをご覧ください。 議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について（農業委員会等に関する法律第 31 条該当）。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。平成 31 年 3 月 28 日提出。せたな町農業委員会会長。
事務局	資料 29 ページをご覧ください。 番号 28 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■さん。利用権の設定等に係わる土地につきましては、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■までの計 7 筆、地目は全て田んぼ、面積が ■■■■ m²、こちらにつきましては 2019 年 3 月 28 日から 2022 年 3 月 27 日までの 3 年間、単価は ■■■■ 円、賃貸価格は ■■■■ 円、こちらは継続の賃貸借となっております。

事務局

30 ページをご覧ください。

番号 29 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等に係わる土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] までの計 5 筆、地目は全て田んぼ、面積が [REDACTED] m²、こちらにつきましては 2019 年 3 月 28 日から 2022 年 3 月 27 日までの 3 年間の賃貸借、単価は [REDACTED] 円、賃貸価格は [REDACTED] 円、こちら継続の賃貸借となっております。

こちらにつきましては、元は [REDACTED] さんと [REDACTED] さんと 2 本の賃貸借の設定でしたが、[REDACTED] さんから [REDACTED] さんに相続されまして 1 本化してございます。

事務局

以上の計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

会長職務代理

説明が終わりました。

議案第 6 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

会長職務代理

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会長職務代理

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

会長職務代理

[REDACTED] 委員の着席を求めます。

暫時休憩いたします。

(午後 2 時 22 分 休憩)

([REDACTED] 委員着席)

(午後 2 時 23 分 再開)

議長

休憩を解きます。

【日程第 9 議案 7 号 非農地の決定について】

議長

「日程第 9 議案 7 号 非農地の決定について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林主事。

事務局

はい。議案 8 ページをご覧ください。

議案第 7 号 非農地の決定について。

農地法第 2 条第 1 項の規定による農地として該当しないため、非農地として決定するものとする。平成 31 年 3 月 28 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 32 ページをご覧ください。

番号 1 番。所在につきましては、[] と [] の 2 筆、公簿地目は畑、利用状況は原野、面積は [] m²、所有者につきましては、[]、[] さん。こちらにつきましては、平成 30 年 11 月 25 日に、[] 委員、[] 委員、[] 委員、[] 委員におかれまして現地確認をしていただいております。

事務局

番号 2 番。所在につきましては、[]、[]、[]、[]、[]、[]、[] までの計 7 筆、公簿地目は全て畑、面積が 7 筆合わせまして [] m²、利用状況は原野、こちらの所有者は []、[] さん。こちらにつきましては、平成 30 年 10 月 29 日に、[] 代理、[] 委員、[] 委員に現地確認いただいております。以上でございます。

議長

説明が終わりました。

議案第 7 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第 10 回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。
大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顚末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

平成 **31** 年 **4** 月 **25** 日

会議録署名委員

4 番

水野 幸雄

5 番

大羽 孝志

議 長

原 田 喜博